

近世初期木曾林業における技術と労働形態 I

脇野博

(平成三年十月三十一日受理)

はじめに

近世期の木曾林業における材木生産においては、近世中期以降材木の採運技術が確立し、一つの技術体系として存在した。筆者は既に、確立した技術体系についてその特質の一端を明らかにしたが、それは木曾に存在する林業労働力及び尾張藩による材木生産支配の枠組みの中で構築された体系であった^①。

ところで、近世初期の木曾においては確立期にみられる材木の採運技術が在地に存在せず、他所よりその採運技術を有する林業労働力が移入しており、それを前提として採運技術の体系化がはかられたということが、従来から指摘されているが^②、その初期の採運技術の移入の過程については詳細が未だ明らかになっていないと言いは難しい。

しかしながら、木曾の採運技術体系の前提となった技術、換言すれば採運技術体系を規定した技術の特徴を明らかにすることなしには、木曾の採運技術の特質を明らかにしたことはならないであろう。そして、この木曾における近世初期の技術の問題は、技術史一般の観点から考えた場合、技術の伝播、即ち技術の移転と定着という興味深い問題にアプ

ローチする素材をも提供すると思われる。そこで、本稿では木曾における近世初期の採運技術の具体的な姿とその特徴を明らかにしたい。

一 採運労働力の移入

以前拙稿でも簡単にふれたが、まず確立以前の材木生産の様子を記録した史料を次ぎに掲げておこう^③。

古来木曾表ニ而杣功者成者無之、伊勢・和泉ニ雇入申候、小物類ハ地杣も仕候由、宝永之比地杣之内角板子作り候者も出来、追々地杣功者ニ相成候ニ付、享保年中ニ至り板子・角木等都而地杣ニ申付、他所杣不雇入者ニ相成り申候

右の史料は、『木曾山雑話』の中の有名な一節である。ここから、①近世初期の地杣（木曾在住の杣）は、角板子を作ることができなかった、②角板子を作るために他所から杣を雇入れていた、③一八世紀初めには地杣が角板子を作れるようになった、という地杣の造材技術の展開過程

を知ることができる。この史料にある角板子とは、角材と板子のことで後に詳しく述べるが、いわゆる造材に熟練を要する大材であり、史料中の「小物類」(樽、土井等)とは対照的な材木である。したがって、木曾の地杣はもともとは大材を作ることができなかったが、次第に大材造材の技術を獲得していったことがわかる。このことは、他所から大材造材ができる杣を雇入れたことと考え合わせると、木曾地杣の大材造材技術の獲得過程は、他所杣の持つ造材技術と何らかの関連を有すると考えることができる。

確立後の木曾林業においては、大材の採運技術を有する杣組・日用組が山中から大材を伐採・運材していたが、右の史料はこれらの杣・日用組織が成立してきた過程を知る上で、注目すべき示唆を与えてくれるのである。しかしながら、右の史料は一八世紀中頃に書かれたもので、近世初期の事柄に関する記述については間接的な記録としてとらえる必要がある。そこで以下、近世初期における大材採運の実態を検証すると共に、杣組・日用組という技術者集団が形成される過程についても検討を加えてみたい。

それではまず、一七世紀に他所の杣が雇入れられた点について、その事実関係を確認しておこう。次の史料は、名古屋城作事に用いる材木を確保するために成瀬隼人正が出した寛永五(一六二八)年二月二三日付けの書状である。^①

尚々被入御精候故、杣も相調候由一段之儀共ニ候、弥可被入御精

候、以上

去十九日之御状令拜見候、其元此比者殊外寒候得共堅固之由珍重候、爰元も別条無之候間可御心安候、然者去時分申達候地山・滝越山材木之儀ニ付、木曾材木仕候者共、先月中旬ニ上方筋へ杣やといニ罷登、例年木曾へ参候和泉・摂津国之杣共やとい申候へ共、江戸御城御材木請合仕候者共、其所之給人・御代官へ断を申旨ニ而、木曾へ参候杣無之様ニ追々申越候へ共、此度之儀ニ候間、何程損領立候共、成程方々を聞立候様ニと重而御申越候ニ付、則中国・四国之内へも手わけ仕杣相尋、少ハ杣も可有之様ニ申来ニ付、地山・滝山共ニ随分材木出来候様ニ御申付可有之旨尤ニ候、(後略)

十二月廿三日 成瀬隼人正 正虎(花押)

山村甚兵衛様 御報

この史料から明らかなのは、「例年木曾へ参候和泉・摂津国之杣共」とあるように和泉・摂津国の杣が恒常的に雇入れられていたことである。そして、これらの杣が、江戸城作事のために木曾へ来られないことから中国・四国の杣を雇入れるように指示がなされており、材木採運にはあくまでも他所の杣を必要としていたことがわかる。それでは、この他所の杣とはどのような者達であったのであろうか。この名古屋城作事に関する次のような記録がある。^②

乍恐以由緒書奉願上候

河州茨田郡一番上村

古橋組大工頭 惣左衛門

(中略)

一、尾張国名古屋御城被為成候刻、御材木信濃国木曾山ニ而御材木御伐被為成候時、六ヶ国杣大工土万三千人着帳ニ而材木伐之御役相

勤申候事

(後略)

この河内国の大工古橋組大工頭の由緒書によれば、六ヶ国の杣・大工が木曾山で名古屋城作事用材を伐採したことがわかる。この由緒書は、名古屋城作事から一四〇年余経た文化年間（一九世紀初頭）に作成されたものであるので、この由緒に関連した元禄期の史料を次に掲げておく。

二条御城破損方定職人由緒書御定直段一件留帳

五畿内江州六ヶ国大鋸木挽之儀者、権現様御代ニ中井大和殿御承、私共之先祖ニ大鋸杣之頭被申渡於に今相勤罷有候、御軍役并先年者江戸御城駿府御城名古屋御城其外上方御作事為御材木取、木曾山并方々山々江大鋸杣召連山入仕御用木出し申候、其刻御伝馬被為下置候御朱印御老中様御添え状、其外方々御用被為仰付候時之御用人衆御近習衆御状等数通御座候、埒又禁裏院中御作事并御修理、二条御城御作事并御破損、江戸御城大坂御城御作事御用等度度ニ被為召遣候、六ヶ国大鋸杣之内於に今夫役御赦免ニ而罷有、御代々様御用相

勤来申御事ニ御座候、以上

大鋸之頭 中村虎助 印

元禄十壹年寅極月

同 藤村治右衛門 印

同 森作右衛門 印

御奉行様

この元禄一一（一六九八）年に作成された由緒書によれば、大工頭中井大和守支配下の五畿内江州六ヶ国の大鋸・杣が、木曾山で名古屋城等の作事用材を伐採しており、先の大工古橋組の由緒はこのことを指しているのである。そして、六ヶ国の大鋸・杣を引き連れて行った大鋸・杣頭が、大鋸頭である中村虎助・藤村治左衛門・森作右衛門の先祖であったと記されている。またこの三名は、『元禄覚書 天』の中でも、「五畿内江州杣・大鋸・木挽頭」として記されている。

それでは、右の由緒書を裏付ける史料として、①慶長一五（一六一〇）年一〇月三日付け大久保長安書状と②同年一月一六日付け江戸材木方中村虎助書状を次に掲げておく。

① 覚

(中略)

一、虎助ひき候いた御出し候ハ、其以後ハくれ木を御出し尤候、来春多入可申候間扱申候事

以上

「戌」十月三日
山村甚兵衛殿まいる御報

大 石見守（花押）

② 以上

御書中拝見仕候、左様ニ候へはいぬ山方川すそニ、木曾より出し候木、
那古屋御門之御材木おそく山方出候と被仰候、なこやち注文参候、
即我等者取候へと申木注もん、長さ・ふとさ書付、てかた我等ニ仕
候へと被仰候間、手形仕わたし申候、われらハ其方さま之木やらん、
但河なかれやらん不存候、手形見申候方さおい仕候、乍去御公儀之
御さん用御座候は、此手形を以公儀御勘定可被成候、いづれも懸
御目委可申入候恐惶謹言

十一月十六日

中村虎助 正口（花押）

知村平右衛門様 山村七郎右衛門様 御両所

即ち、「虎助ひき候いた」、「なこやち注文参候、即我等者取候へと申
木注もん」とあるように、中村虎助が実際に木曾山で伐採していたこと
を確認できる。¹⁰⁾

以上のように、慶長期においては幕府・大名の作事用材確保のために、
中井大和守支配下の六ヶ国（山城・大和・摂津・和泉・河内・近江）の
杣が木曾で採運を行っていた。先述した寛永五年の成瀬隼人正書状にあ
る「例年木曾へ参候和泉・摂津国之杣共」という記述と考えあわせると、
中井大和守支配下にある杣は慶長期以来木曾に出入りしていたといえる。

それでは次に、寛永期以降の時期について、他所杣の動向をみてお
う。正保二（一六四五）年には、次のように紀州の杣が木曾に入ってい
る。¹¹⁾

紀州角兵衛ト申者木曾ニ而杣いたし損分相立候迎御直ニ目安差上不
届ニ付成敗

杣角兵衛については、この記述以上に詳しいことは不明であるが、
「損分相立候迎御直ニ目安差上」ということから、名古屋藩の御用材採
運に関わるものであったことが窺える。また、次の史料は、寛文七（一
六六七）年に越前の杣が木曾上松山で伐採中に、御留山に踏み込んだ時
の記録である。¹²⁾

上松山之内判鳥沢と申御留山之近所にて、当年上松村之忠右衛門と
申者手前金にて御受仕、楳物出申候処、越前之杣一組御留山之内へ
ふみ越、楳物・檜物杯作申由にて、拙者其所へ未参候前ニ、本方
ち改候へハ、則杣ハ一組から欠落仕不能在候

越前国から杣が来ていたことと共に、「杣一組」とあることから杣組
の存在を知ることができる。さらに、次の寛文二三（一六七三）年の杣
請負証文からは、各地から杣が雇入れられていたことがわかる。¹³⁾

指上申一札之事

一 三浦山にて 尾州様御材木本切被仰付、杣請合、御材木品々被仰渡之通無相違出来仕、相渡し可申候

一 我ら共組子之内ニ御法度之宗門者言人も無御座候、惣て宗門之義ニ付、先年より御穿鑿之懸申者言人も無御座候

一 御巢山之義ハ不及申ニ、近所ニても何木ニよらす言本も伐申間敷候、付り、持原山之内へ入申間敷候

一 惣山ニて火之用心堅可仕候、木場々々ニても「」一夜之宿

「」間敷候

一 本ノ衆より請取申、米・みそ・しほ言合も外へちらし申間敷候、付り、外之米・みそ・しほ遣申間敷候

一 山より村へ上下仕候ハ、本ノ小屋へ寄、御意を請上下可仕候、

一 猥ニ出入仕間敷候、付り、木之類一切地下へ下シ申間敷候

一 御材木木場出し之日用ニても、持子ニても、肝煎なしニむさと抱申間敷候

一 御手代衆御材木見ニ御越候ハ、木場々々案内仕、木之品々見せ可申候

一 御公儀御奉行衆ハ不及申、地下御百姓衆綿屋加子母御手代衆へも慮外仕間敷候

一 「」山之儀ニ御座候間、互ニ杣共木場ニて勝負仕間敷候、組子之内徒成者言人も無御座候

右一札仕候通少も相背申間敷候、若無作法徒成御座候ハ、何様之義ニても可被仰付候、為後日手形仍如件

寛文拾三歳丑三月吉日

(以下差出人名略)

付知本締衆

引用は略したが、右の史料によれば、差出人である杣の出身地と人数は次の通りであり、伐採地の三浦山周辺の付知村・加子母村に加えて、飛弾、美濃、越前、摂津の各国から多くの杣が来ていたことがわかる。

付知村一人、加子母村三人、飛州高山五人、飛州竹原一人

飛州みわやの村四人、飛州小郷二人、飛州下呂村一人

濃州岐阜一人、越前勝山一人、摂州栗山村八人

さらに、右の史料からは、当時の杣及び日用の組織のされかたを知ることができる。「組子之内」という表現がみられ、このことから先述の越前の杣組と同様に、この採運においても杣組が組織されていたことがわかる。また、「御材木木場出し之日用ニても、持子ニても、肝煎なしニむさと抱申間敷候」ということから、運材に携わる日用等がおり、請け負った杣の組織に組み込まれていたことが窺える。

右の点については、西川善介氏の論文で紹介されている次の寛文一〇(一六七〇)年の史料から、杣組についてより詳しい事情を知ることができる。¹⁴⁾

戊年木曾柿其焼かれ山にて尾張様御用木御請仕り諸事相定め申す

一札の事

一、檜桧角大小五千本式間木五寸角より壹尺式寸迄仕るべく候

(中略)

一、杣数三拾人前金として小判三拾式両に借用仕り申す所実正也

内 六両ハ 戌正月十二日に木曾にて木村理左衛門殿杉山

又右衛門殿より請取り申し候

式拾六両 戌二月十六日にいつみにて堀田八左衛門殿よ

り請取り申し候

但し内拾式両分割

右之前金何様の儀御座候て滞り申し候はゞ、組頭之儀申すに

及ばず、請人裏判人に何様にも仰付けらるべく候御事

(中略)

一、右御請申す杣日用之内、御法度之宗門又は徒者老人も御座なく

候、則寺請町請慥に取り申し候

(中略)

一、御公儀御奉行様之儀は申すに及ばず御本締衆手代衆迄組中共に

少も慮外仕り間敷候、並に組頭指置、組子として一言之訴訟仕り

申間敷候事

(中略)

右之趣少しも相背き申し候は組頭請人共に何様之儀にも仰付けらる

べく候、其時一言之御うらみ申間敷候、後日のため一札、仍て件の

如し

和泉谷川請人 喜十郎

寛文十年戌二月十六日

本人 源太郎

〃 角左衛門

木曾本ノ 〃 源左衛門

木村理左衛門殿 〃 甚右衛門

杉山又右衛門殿 〃 安兵衛

右の請負証文からは、組頭が前金をもって組子となる杣三〇人を雇入

れて杣組を組織していたこと、及び「御請申す杣日用」とあるように日

用も含まれていたことがわかる。ところで、右の請負人と組頭は和泉国

の者であったが、杣組を構成する杣達はどこから雇入れたのであろうか。

『木曾故事談』には、「寛文十二子正月泉州田河村之日用清三郎与申者中

津川ニ而乱心之事」という表題のもとに、右の請負証文とほぼ同時期で

あるということに加えて、請負人の出身地(和泉谷川村)と同じである

と思われる泉州田河村の杣日用の一件に関する文書が収録されている^⑧。

まず事件の経過をみておこう。

一、正月二日之晩、中津川町五郎右衛門後家毛江、和泉之杣日用清

三郎・安右衛門・八兵衛・喜藏・吉右衛門与申者五人參泊罷有候

処ニ、同三日晩同国之五郎兵衛・市郎兵衛与申者罷越候得者、彼

清三郎五郎兵衛のかすましきと言葉ヲかけ脇指をぬき出申候得者、

五郎兵衛家の外へにけ申候跡より清三郎追懸ケ罷出ニ、安右衛門

跡よりつゝき出清三郎をとらへ可申与仕候処、安右衛門左之手ヲ

一ヶ所切申候、清三郎町へ出候其節中津川町之三十郎与申者通り懸り候得者三十郎をも四ヶ所切申候、其外孫九郎与申者年十一ニ罷成候悴町ニ遊び居申候三ヶ所切申候、右之内安右衛門当四日晚相果申候

一、清三郎ぬきみニ而町中をくるい見合申者を切りかゝり申候故、町中寄合棒ニ而打たをしからめ候而番ヲ付置申候、いかやう成儀ニ而安右衛門・三十郎・孫九郎を切申候と相尋候得者、五郎兵衛参清三郎を切可申与仕候様ニ存其まゝ五郎兵衛を追ひ申候、安右衛門・三十郎・孫九郎切申候者覚不申与申候、いかにも乱心与相見へ申候

右之儀他所者故、尾州江御伺御使者堀尾作左衛門被遣候、以使札致替上候、然者拙者知行所中津川町ニ而今月三日之晩和泉之清三郎与申日用之者乱心仕、同国之安右衛門与申者并中津川之者をも両人手負セ申候、其内安右衛門と申者相果申由ニ御座候、則当人清三郎擲置其外居合申候同国之者共も彼地ニ留置申由ニ御座候、他国之者之儀ニ御座候故御伺申候、何連とも御差図次第申付度奉存候、委細之者可申上候間不能候、恐惶謹言

正月六日

成瀬豊前守様

大道寺玄蕃様

山村甚兵衛

右御報同十一日付ニ而承届候、委細之儀者御国奉行より右使者江申合候条可被得其意之御趣ニ候

一、御国奉行衆江御達状者御返札ニ而相知候、則左ニ記御使札令拜見候、然者御自分御知行所中津川ニ而、今月三日之晩和泉之仙日用清三郎与申者狼籍之ふるまい数多人をあやめ候由、御使者堀尾作左衛門具ニ被申聞為承知候、則御老中江申達候処、可為御立腹との御事ニ候、右清三郎儀人をあやめ其上死人も有之儀ニ候間、御自分之御仕置清三郎首御刎させ候様ニと御老中被仰渡候間、其御心得可被成候、委細堀尾作左衛門方江申含候、恐惶謹言

正月十一日

遠山伝十郎

山村甚兵衛様

西尾助右衛門

一、同十四日中津川おゐて清三郎首を刎申候、清三郎并安右衛門道具者、同宿仕候吉右衛門・市郎兵衛・八兵衛与申者江、在所之親兄弟江渡候様ニと申談相渡候、則手形取置候由此道具之渡方之儀御国奉行衆堀尾作左衛門江御申聞候義ニ相聞江候

一、右同宿之内喜蔵と申者は、御領分あそふ之者と申ニ付、喜蔵義は道具渡候人数ヲ除候様ニと御国奉行衆御申聞ニ付右条之通ニ候一、遠山伝十郎殿作左衛門江内所御申聞候は、乱心者と申候而は六ヶ敷候間、只狼籍者と申なし可然と之儀ニ候由
一、和泉国田河村は青山因幡守殿領知之由

この一件は、木曾の中津川において正月三日の夜、同所に宿泊していた和泉国の杣日用の清三郎が乱心のため、同宿の安右衛門を殺害し、清三郎は死刑になったというものであった。さて、この一件の記録で注目したいことは、和泉国の杣日用が集団で木曾に来ていることである。即ち、正月二日の晩に「和泉之杣日用清三郎・安右衛門・八兵衛・喜蔵・吉右衛門与申者五人参泊罷有」、さらに三日の晩に「同国之五郎兵衛・市郎兵衛与申者罷越」して同宿している(但し、「右同宿之内喜蔵と申者は、御領分あそふ之者と申ニ付」とあり、喜蔵は美濃国の麻生の者であった)。さらに、清三郎が処刑された後、「清三郎并安右衛門道具者、同宿仕候吉右衛門・市郎兵衛・八兵衛与申者江、在所之親兄弟江渡候様ニと申談相渡候」とあることから、中津川に同宿していた和泉国の杣日用達は、近隣地域内に居住していた者達であり、一緒に木曾へ来ていたと思われる。なお、杣日用が道具を持参してきていたことにも留意しておきたい。

右のことから、和泉国の組頭(杣組の組頭ニ杣頭)による杣組の編成のことを考えると、杣頭は近隣地域の杣を組子として雇入れて、杣組を編成し、木曾へ来ていたと言えよう。

さて、『木曾故事談』には「延宝九年酉七月越前之日用上松ニ而人を殺候事」という表題で、次のような日用頭の一件文書も掲載されている。¹⁶⁾

一、延宝九酉年七月十八日夜四ツ時分、上松下町助七与申者之表ニ而、他国者兩人致口論老人切殺申ニ付、当人とらへ置候由上松よ

り注進申来ニ付、十九日朝平野新五右衛門足輕四人遣様子承候処、当年鹹川御手前山ニ罷在候日用頭由兵衛与申由ニ候、委細口書ニ相見へ申候

一、鹹川山ハ上松衆支配ゆへ新五右衛門原畑江参、此節中村利助・河村与兵衛ハ尾州ニ被居候ニ付、浅野七右衛門江委細申候而上松町ニ而とらへ申者候間、甚兵衛方より尾州へも可申達候得共、御手前山ニ罷有候日用之儀ニ候間委細は理助殿・与兵衛殿より可被仰達御事候間、様子御聞届御頭衆迄御申遣尤ニ候、殺害人之儀は上松町ニ指置候事いか、ニ候間福島へ召連参籠舎可申付候旨申届、殺害人は召連参籠舎申付候事

(中略)

由兵衛口書

一、私在所ハ越前国勝山郡いっち村之者ニ而御座候、いっち村は御領所ニ而御座候、先年之御代官は大熊勘右衛門殿与申候得共只今之御代官は覚不申候、鹹川御手前山ニ罷有候和泉之杣頭四郎兵衛与申者ニ当四月雇レ日用頭仕罷在候、日用三十人入置申候内ニ飛州高山之又八与申者当五月より雇入置、日数十七日程組下ニ而遣し、其後欠落致候ニ付両度迄相改入置候処、金子式分銀六匁錢三百文引請仕又欠落仕候、彼者ゆへニ三十三人之日用共りちりニ罷成候ニ付此度又八ヲ尋ニ罷出候処、七月十八日之夜四ツ過上松町ニ而出合申候ニ付、金子出し候か山へ入候様ニと申候得ハ、山

へも罷越ましく候金子も出し申まじきと我まゝを申候而、却而手むかい仕候ニ付無是非切殺申候

一、拙者親類木曾之内ニは不罷有候、同国治兵衛与申者王瀧之内上嶋ニ罷有候故衣類は治兵衛ニ預ケ置申候、荷物のかしきハ四郎兵衛つかい可申と申ニ付四郎兵衛方へこし申候、在所ニも親類兄弟共ニ無御座候、養父理右衛門と申者罷有候得共久々音信も無御座候故只今も罷有候哉不存候事、右之通ニ御座候以上

一、死人又八儀飛州高山ニ番町者之由、飛州鍛冶上松江参合罷在候、彼鍛冶申候は又八親類木曾之内ニハ無御座候由、又八儀は丸こし

ニ而其外雜物等も無御座候以上

七月十九日

(後略)

この一件は、延宝九(一六八一)年七月に木曾の上松町において、越前の日用頭由兵衛が飛弾高山の日用又八を殺害したという事件であった。詳細は、「由兵衛口書」に記されているが、この口書で注目できることは由兵衛が日用頭になった経緯が述べられていることである。即ち、「鹹川御手前山ニ罷有候和泉之杣頭四郎兵衛与申者ニ当四月雇レ日用頭仕罷在候、日用三千人入置申候」とあるように、由兵衛は杣頭に雇われて日用頭を勤め、組子となる日用三〇人を雇入れて日用組を組織していたことである。このことは、日用組が杣組とは別個に存在していたことを示しており、この時期には既に杣と日用の職掌の分化が進んでいたこ

とを意味していよう。しかし、日用頭が本厩に雇入れられたのではなく、杣頭に雇入れられたこと(尚、引用を略した部分には「由兵衛請頭之杣頭四郎兵衛」、「彼者抱之杣頭」という表現がある)は、既に言及した寛文一三年の杣請負証文の「御材木場出し之日用ニても、持子ニても、肝煎なしニむさと抱申間敷候」という点と共通している。このように日用が杣の下に組織されていたことは、木曾においては杣と日用の職掌が完全には分化してはいないことを意味していると思われる、先述した和泉国田河村の清三郎が「杣日用清三郎」と記されていたことは、両職掌が未だ分化の途中にあったことを示しているのではないであろうか。

以上のことから、近世初期の木曾においては、慶長期から寛永期にかけては畿内の杣が主に雇入れられて材木の採運に携わっていた、そして寛永期以降、主として寛永期前後になると他所の杣・日用によって構成された杣組・日用組の存在が認められ、伐木・造材を行う杣と運材を行う日用とに職掌の分化の進展がみられた。このことは、①採運労働力総体としてみると、近世初期には他所の労働力が必要とされていたこと、②その労働力の内容をみると、寛永期頃までは杣のみで日用が必要とされていたなかったこと、③寛永期以降は、杣と共に日用が必要とされるようになった、というように大雑肥に整理できる。

そこで次に検討しなければならないことは、第一には、他所の杣・日用を必要とした理由、つまり木曾在住の林業労働力は採運労働力になりにえなかったのかということである。第二には、杣組・日用組の形成、即ち採運労働における伐木・造材と運材という職掌分化が進んだ理由であ

る。この二つの点は、換言すれば、近世初期の木曾における在地林業労働力と採運に必要とされた技術が、どの様な性格を有していたのかということを明らかにすることである。

したがって、近世初期の木曾の地産及び木曾に来ていた他所の産・日用の実態と彼らが有していた採運技術の特徴を明らかにすることが、次の課題である。この課題については、稿を改めて検討することにしたい。

注

- (1) 拙稿「近世木曾林業における採運技術の構成」(『林業経済』四八四号、一九八九年二月)、同「材木生産における稼業組織と労働力編成―近世木曾林業を素材に―」(『秋田高専研究紀要』第二五号、一九九〇年二月)。
- (2) 西川善介「林業経済史論一〇九」(『林業経済』一三三〜一五四号、一九五九〜一九六一年)、北沢啓司「木曾の山林をめぐる歴史」(日本林業調査会、一九六二年)、所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)。
- (3) 『長野県史 近世史料編』第六卷(長野県史刊行会、一九七九年)。
- (4) 同前。
- (5) 『門真町史』(門真町役場、一九六二年三月)。
- (6) 福井家文書(京都市歴史資料館蔵写真判)。
- (7) 『新撰京都叢書1』
- (8) 「秀吉・家康領時代の木曾山採材史料」所収四五号史料(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四三年度、一九六九年三月)。
- (9) 同前四六号史料。
- (10) 慶長期の大鋸中村虎介の木曾山での採材については、横田冬彦「近世初期城郭の作事編成」(『日本史研究』第二二三号、一九八〇年五月)より、御教示を得た。
- (11) 「源敬様御代御記録」正保二年二月一〇日(日本林制史調査資料・名古屋藩)。
- (12) 「留帳抜粹」寛文七年六月四日(日本林制史調査資料・名古屋藩)。
- (13) 『岐阜県史』
- (14) 前掲西川論文(『林業経済史論』八)所収の神戸文書。
- (15) 『木曾故事談 十』(東大史料編纂所蔵)。
- (16) 同前。